

「令和7年度 医療安全に関するワークショップ」開催要領

1 目的

医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 主催者

厚生労働省 東海北陸厚生局

3 開催日時

1日目：令和7年11月28日（金） 12：15～17：30

2日目：令和7年12月11日（木） 10：00～16：35

4 開催場所

1日目：名古屋合同庁舎第3号館7階会議室

2日目：TKP名古屋ルーセントタワー（配信会場）

5 開催方法

1日目：集合形式による討議

2日目：オンライン形式（ウェビナー）による講演

6 募集人数・対象者

（1）募集人数：1日目（討議） 50名（応募多数の場合、選考）

2日目（講演）500名（先着順、定員に達し次第締め切り）

（2）対象地区：富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

（3）対象者

ア 1日目（討議）の対象者

東海北陸厚生局管内の医療機関（特定機能病院を含む。）において、医療安全管理者又は医療安全管理者になる予定の者であり、下記の要件に当てはまる者。

（ア） 東海北陸厚生局公式YouTubeチャンネルで公開する動画により、事前に講義を受講することができる者。

（イ） 積極的な姿勢で臨み、グループワークや講師から発言を求められた際、自分の意見を伝えることができる者。

イ 2日目（講演）の対象者（以下の（ア）又は（イ）に該当する者）

（ア） 東海北陸厚生局管内の医療機関（特定機能病院を含む。）において、医療安全管理体制の中心的役割を担う下記の者。

① 管理者（医療機関における管理者）

- ② 医療安全管理者（医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任は問わない。）
- ③ 上記①②以外で、医療機関内で医療安全管理業務に従事する者や医療安全に関心のある者等。
- (イ) 管内各県、保健所設置市区において、医療安全に関わっている者。

7 受講者の決定方法

- (1) 当局から都道府県知事に「医療安全ワークショップの開催」について周知を依頼する。
- (2) 受講希望者は自ら東海北陸厚生局のホームページより受講申し込みを行う。
- (3) 1日目（討議）については、中小病院に所属する医療安全管理者を優先し、当局で選定する。（結果は11月初旬に各自に通知する。）
- (4) 2日目（講演）については、受講申し込みのあった順に先着順で受け付ける。

8 申込期間・申込方法

- (1) 申込期間：1日目（討議）については、令和7年10月31日まで
2日目（講演）については、令和7年12月5日まで（500名に達した時点で募集締切）
- (2) 申込方法：当局ホームページの申し込みフォーム（10月初旬に開設予定）

9 参加費

無料（ただし、受講の際に必要なとなるパソコン等の通信機器や通信環境は受講者側で準備し、その通信料等は受講者側の負担とする。）

10 その他

- (1) 講演を受講するにあたって送付されるウェビナーのURLを、複数台のパソコン等で使用することはできない。
- (2) 本ワークショップの講演を受講した者に、後日、参加証をメールにて送付する。なお、1台のパソコン等で複数人が受講した場合でも、参加証の送付は受講申し込みを行った者のみとする。
- (3) 本ワークショップの討議を受講した者に、後日、参加証をメールにて送付する。
- (4) 今後のワークショップ開催の参考とするため、受講後にアンケートの提出について協力を依頼する。
- (5) 本ワークショップに関する案内は当局ホームページに随時掲載予定である。